

3 放課後児童クラブガイドライン

1 総則的事項

(1)事業目的

- 放課後児童クラブは、①「小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもで、保護者が就労等により昼間家庭にいない子ども」を対象として、②その放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、③「遊び」及び「生活」を通してその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

(2)事業の機能・役割

- 放課後児童クラブに求められる機能・役割は、次の6点に整理される。
 - ▷子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定
 - ▷遊びの活動への意欲と態度の形成
 - ▷遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
 - ▷子どもの遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
 - ▷家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
 - ▷その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動
- 特に、家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援すること、子どもの発達の特徴をふまえながらその発達を個々の子どもの実際に即して援助していくことが求められる。

2 事業の枠組み

(1)対象児童

- 対象児童については、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の子どもを主たる対象とする。
- 子どもの安全の確保や発達状況等を考慮して、必要に応じて10歳を超える子どもについても本事業の対象とすることが望ましい。

(2)対象児童の規模

- 施設設備、職員体制等の状況を総合的に検討し、適切な生活環境と事業内容が確保されるように、適正な児童数の規模で運営することが必要である。
- 放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- 子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、大規模なクラブについては規模の適正化(分割等)を早急に行うことが必要である。

(3)開所日、開所時間

- 開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定することが必要である。
- 土曜日、長期休業期間、学校休業日など一日開所の日については、保護者の就労実態等をふまえて開所することが必要である。
- 新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

(4)利用の開始に関わる留意事項

- 放課後児童クラブの募集は、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ることが必要である。
- 利用の開始にあたっては、説明会等を開催し、利用にあつての決まりなどについて説明することが求められる。

3 適切な整備と運営に向けて

(1)整備の考え方

- 放課後児童クラブについては、各市区町村が責任を持ってその基盤整備を図ることが必要である。
- 待機児童がいる市区町村においては、新たに放課後児童クラブを整備する等により待機児童の解消に努めることが必要である。
- 市区町村及び都道府県は、放課後児童クラブの円滑な運営に向けて運営指針の策定や研修の実施に努めることが望ましい。
- 市区町村は、各放課後児童クラブの運営状況を定期的かつ随時に確認し、必要な指導・助言を行うことが求められる。

(2)運営主体について

- 放課後児童クラブの運営は、安定した財政基盤と運営体制を有し、子どもの福祉や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的・安定的に運営することが望ましい。

4 施設・設備

(1)施設

- 子どもが家庭に替わる「生活」の場として過ごす放課後児童クラブの役割をふまえ、安全・衛生面に配慮し、子どもが安定して日々の生活を送ることができる施設とすることが必要である。室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも望まれる。
- 放課後児童クラブの対象児童に専用の部屋が確保される必要がある。子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。
- 子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが必要である。
- 室内においても遊ぶことができる空間を確保すると共に、屋外遊びを豊かにするため、学校と連携して校庭・体育館を利用したり、近隣の公園等を有効に活用したりすることが求められる。

(2)設備・備品

- 設備・備品として、「生活」の場として安全・衛生が確保された、手洗い場、台所設備、冷蔵庫、トイレ、シャワー、更衣できるスペース、倉庫等収納スペース、冷暖房器具、生活に必要なロッカー(かばん置き場)、電話(ファクシミリ)等のほか、「遊び」を豊かにするための遊具、図書等が設けられることが求められる。
- 事業に関わる事務を行うための事務スペース及び設備・備品を整備することも求められる。

5 職員体制・人材育成

(1)職員体制

- 放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置することが必要である。
- 安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数の放課後児童指導員を配置することが必要である。
- 放課後児童指導員は、子どもと安定的に継続的な関わりを持てるように配置されることが求められる。
- 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。
- 放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることを前提として設定されることが望ましい。
- 地域のボランティアについても、状況に応じて積極的に協力を求めることが望まれる。

(2)放課後児童指導員の役割

- 放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から、求められる放課後児童指導員の役割を整理すると以下のようになる。
 - ▷一人ひとりの子どもの状況を把握する
 - ▷子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
 - ▷放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的な生活習慣を習得することを援助する
 - ▷遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
 - ▷危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
 - ▷保護者との伝え合いを通じて、保護者が働く家庭の生活を支える
 - ▷地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
 - ▷学校や地域、その他関係機関との連携を深める

(3)放課後児童指導員の職場倫理

- 放課後児童クラブにおいては、放課後児童指導員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与える。したがって放課後児童指導員は、仕事を進める上での倫理を自覚して、自らを律し、指導内容の向上に努めなければならない。
- 放課後児童指導員に求められる倫理には、次のようなことが考えられる。
 - ▷子どもの人権の尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること
 - ▷体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること
 - ▷保護者との対応・信頼関係の構築に関すること
 - ▷個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること
 - ▷放課後児童指導員の資質の向上と協力に関すること
 - ▷事業の公共性の維持に関すること
- これら放課後児童指導員に求められる倫理については、明文化された規範を作成し、普及することが求められる。

(4)研修

- 事業の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施することにより、放課後児童指導員の資質向上を図るよう努めなければならない。
- 放課後児童指導員は資質の向上のため積極的に研鑽に努める必要がある。
- 市区町村及び都道府県については、区域内における放課後児童クラブの適切な運営を確保するために、研修等の機会を設定することが求められる。

6 活動内容

(1)活動内容

- 活動内容は、1～(2)に挙げる事業の機能・役割に沿ったものであり、具体的には次のような活動を実施することが望ましい。
 - ▷子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定に係る活動
 - ▷基本的な生活習慣の確立に向けた指導
 - ▷遊びや体験を通じ自主性、社会性、創造性を培う活動
 - ▷保護者への連絡、支援、連携
 - ▷放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動
- また、子どもや保護者に直接関わる活動以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるために、以下のような活動が必要とされる。
 - ▷会議・打ち合わせ等による指導内容に関する情報の共有
 - ▷学校との連絡・調整
 - ▷地域の関係機関・団体との連絡、調整
 - ▷研修
 - ▷行事や活動の企画と記録
 - ▷事務(記録・たより等の作成、提出物の点検、会計事務等)
 - ▷清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

(2)活動を進める上での留意点

- 活動を進める上では、子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重して行う必要がある。
- 活動には、放課後児童クラブの子どもが主体的に関わるほか、必要に応じて放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民が広く協力しながら関わることができるような体制を検討することが望ましい。
- 予定する活動の内容やその趣旨及びねらいなどについて、あらかじめ保護者や学校、地域に便り等を通じて連絡し、理解・協力を得る取り組みも求められる。

7 障害児の受け入れについて

(1)障害児の受け入れの考え方

- 障害児については、希望がある場合は可能な限り受け入れに努める必要がある。
- 放課後児童クラブの環境条件によっては、放課後児童クラブでの受け入れが困難な場合が考えられるため、障害に配慮した指導が行えるように受け入れの判断を行うことが必要である。
- 受け入れの判断について、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように受け入れの判断の基準等を定めることが求められる。

- 受け入れの判断は、書類確認、面接、観察などのほか、関係者が合議するなどして行うことが求められる。

(2)障害児の受け入れ体制の整備

- 障害児の特性をふまえた指導の向上のために、学校や地域の障害児関係の専門機関(デイケア施設も含む)、専門家等との相談体制を構築し、障害児受け入れのための職員研修や学習会の実施による指導の向上に努めることが求められる。
- 障害児やその他配慮を要する子どもを受け入れる際、その障害の程度等から特に個別の援助が必要な場合は放課後児童指導員を加配することが必要である。
- 障害児が放課後児童クラブで安全に過ごすことができるように、施設・設備のバリアフリー化に取り組むことが求められる。

8 保護者への支援・連携

(1)保護者への連絡・支援

- 子ども一人ひとりの出欠や心身の状況を把握し、必要な場合は保護者に対して迅速に連絡をとることが必要である。
- 特に異変がない場合であっても、定期的に子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが望まれる。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他保護者の迎えの際の直接の連絡、便り、保護者会、個人面談など様々な方法を有効に活用することが望まれる。
- 保護者の子育てにあたっての悩みや不安などについての相談に応じ、必要な助言や支援を行うとともに、必要に応じて市区町村の担当所管部署や専門機関と連携することが求められる。
- 子どもが放課後児童クラブを退室する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭状況に配慮し、必要に応じて適切な支援・サービスの紹介や引き継ぎを行うことが望まれる。

(2)保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に積極的に伝えて理解を促すと共に、保護者が活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどして、保護者との協力関係を構築することが必要である。
- 父母の会や運営委員会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めることが求められる。
- 父母の会の活動を支援したり保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して互いへの理解を深め、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うことも望まれる。

9 学校・地域との連携

(1)学校との連携

- 子どもの生活の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。
- 子どもの下校時刻の確認、年間計画や行事予定等の交換、指導内容や管理体制に関する学校との連絡・調整、下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡・連携、学校の授業参観や行事への参加、子どもに関する相談や情報交換、その他運営の協力に関することへの取り組みが考えられる。
- 学校長、各担任教諭はもちろんのこと、養護教諭、スクールカウンセラーなどについても、必要に応じて連携を図ることが求められる。
- 学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持についてのルールをあらかじめ放課後児童クラブと学校の間で取り決めておくことが必要である。
- 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等を活用させてもらえるように施設面の連携を図ることも求められる。

(2)保育所・幼稚園等との連携

- 子どもの発達の連続性を保障するため、保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めると共に、合同研修や行事などを通じた交流の推進によって指導内容の連続性が確保されるように努めることが求められる。

(3)地域、関係機関との連携

- 放課後児童クラブの子どもと保護者の生活がより地域に開かれたものとなるように、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図っていくことが求められる。
- 子どもの病気や事故、トラブルなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携をとるように努めることが必要である。

10 児童虐待等への対応

- 放課後児童指導員は、子どもの心身の状態や家族の態度などの観察や情報の収集により、児童虐待の早期発見に努める必要がある。
- 児童虐待等により福祉の介入が必要とされるケースについては、市区町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図っていくことが求められる。

11 安全対策・緊急時対応

(1)事故やケガの防止と対応

- 日常生活・遊びの中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うことが必要である。
- 事故やケガを防止するために、子ども自身が安全に配慮した行動を学習・習得できるように援助することが必要である。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成して放課後児童指導員に周知徹底することが必要である。
- 事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡し、適切な処置を行うと共に、実施主体並びに市区町村に報告することが必要である。
- 実施主体は、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、放課後児童指導員間で共有すると共に、防止対策を策定することが望ましい。
- 必ず傷害保険等に加入することが必要である。

(2)衛生管理

- 感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底することが必要である。また、放課後児童クラブ内や地域・学校で発生している感染症に関する情報を保護者に提供することも求められる。
- 感染症等の発生時の対応については、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応策を作成しておくことが必要である。

(3)防災・防犯対策

- 災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設設備や地域環境の安全点検、放課後児童指導員間並びに関係機関との安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めることが必要である。
- 定期的に避難訓練等を実施することや、非常警報装置や消火設備等を設けるなど、消防法の規定に沿った対応策を作成して実施する必要がある。

(4)来所・帰宅時の安全確保

- 来所・帰宅時の安全確保のために、子どもの出席や帰宅の状況について保護者との連絡のもとに確実に確認することが必要である。
- 安全確保について子ども自身の学習への支援、放課後児童クラブとしての安全対策の作成や保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動の実施等の取り組みが求められる。
- 市区町村においては、子どもの安全確保に関する地域の関係機関・団体等の連携が円滑に行われるように必要な調整を行うと共に、子どもの安全確保のためのチェックリスト等を

作成して各放課後児童クラブに配布し、活用を促すことが求められる。

(5)緊急時の対応

- 感染症、災害などが発生した場合の緊急時の対応については、責任と役割を明確にした対応の体制並びに手順・ルール等についてマニュアル等の形であらかじめ定めておくことが必要である。
- 緊急時においては、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡を図ると共に、実施主体並びに市区町村に情報を迅速に報告し、必要に応じて関係機関に情報を伝達することが必要である。
- 子どもの安全確保のために臨時的休室がやむをえないと判断される場合は、保護者の就労に配慮し、市区町村や学校と協議の上で実施することが求められる。

12 運営管理

(1)権利擁護・法令遵守等

- 子どもや保護者の尊重と人権への配慮、守秘義務の遵守、個人情報保護等について放課後児童指導員の意識啓発を図り、それらの遵守状況の確認と改善を図るための組織的な取り組みが必要である。

(2)適正な会計管理・情報公開

- 利用料等の徴収、管理及び執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- 会計や運営の状況について、保護者や地域に対して情報公開することが求められる。

(3)要望・苦情への対応

- 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知すると共に、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る必要がある。
- 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築することが求められる。

(4)職員集団のあり方と責任者の役割

- 放課後児童指導員同士が常に情報交換を行い、共通理解を図りながら相互に協力して事業の向上を目指す職員集団を形成する必要がある。
- 運営管理の責任者を定め、その役割と責任を明らかにすることが必要である。
- 運営管理の責任者には、放課後児童クラブの運営状況の全体を把握し、放課後児童指導員の意識形成や効率的な配置を行う役割、並びに学校や地域の関係機関・団体との連携を図る役割が求められる。

(5)事業内容向上への取り組み

- 事業内容の向上を図るために、会議の開催や記録の作成、あるいはマニュアルの作成等を通じて放課後児童指導員同士が情報を共有できるようにすることが必要である。
- 放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みを進めることが求められる。

(6)労働環境整備

- 放課後児童クラブの運営者は、放課後児童指導員の労働実態や意向を把握し、放課後児童指導員が健康に意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- 雇用者負担のもとでの健康診断及び検便の実施が必要である。
- 雇用者として労働者災害保険に加入しておくことが望ましい。

<研究会名簿>

座長 柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部 教授

委員 飯野 美伽 目黒区東山児童館 館長

植木 信一 県立新潟女子短期大学生活科学科 助教授

尾木 まり 子どもの領域研究所 所長(日本子ども家庭総合研究所 嘱託研究員)

小峰 弘明 埼玉県福祉部子育て支援課 主幹(～平成18年3月31日)

中島 和幸 埼玉県福祉部子育て支援課 主査(平成18年4月1日～)

永瀬 伸子 お茶の水女子大学院人間文化研究科 教授

野中 賢治 (財)児童健全育成推進財団企画調査室 室長

本研究は、こども未来財団の委託事業(平成17、18年度児童関連サービス調査研究)として実施したものです。

本研究の成果を引用・転載、研修用資料等に使用する場合は、事前にこども未来財団(TEL:03-6402-4825)までご連絡ください。

(平成19年2月作成)

事務局:みずほ情報総研株式会社 山岡由加子・曾山理恵子 事務局補助:東京大学大学院教育学研究科 佐藤晃子